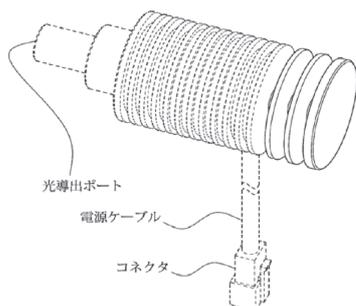


I. 歴史的概観

1. 最近の意匠の類否判断基準

最近の裁判例をみると、意匠権侵害事件の多くで同様の類否判断基準の一般論が述べられている。また、登録要件判断の場面でも、実質的に同様の類否判断基準が採られ、基準が統一化されてきた。たとえば、①大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具 2 審〕平成30(ネ)2523(②原審大阪地判平成30・11・6〔検査用照明器具 1 審〕平成28(ワ)12791も同文)〔図1〕は、「類否判断の枠組」として、「登録意匠と対比すべき意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う(意匠法24条2項)ものとされており、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、並びに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と対比すべき意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。」と述べる(アンダーラインは筆者記入。以下も同じ)。

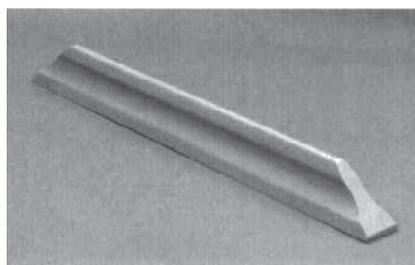
●図1 本件登録意匠第1224615号
「検査用照明器具」



同旨を述べる最近の裁判例として、③大阪地判令和元・8・29〔そうめん流し器〕平成29(ワ)8272、④大阪地判平成31・3・28〔電子タバコケース〕平成29(ワ)849がある。また、本件登録意匠が部分意匠である場合も同旨述べられており*1、たとえば、⑤東京地判平成30・12・20〔アイマスク〕平成29(ワ)40178、および⑥大阪地判平成29・5・18〔植木鉢〕平成28(ワ)7185、⑦大阪地判平成29・2・14〔靴底〕平成28(ワ)675がある。

審決取消訴訟における裁判例でも、⑧知財高判平成29・9・27〔建築扉用把手〕平成29(行ケ)10048〔図2〕は、「意匠の類否の判断基準」として、同旨一般論を述べる。特に、前記大阪高裁説示のアンダーライン部分については、全く同じ文言である。

●図2 本件登録意匠第1548809号「建築扉用把手」



*1 知的財産研究所『特許庁委託平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書』(2018)〔茶園成樹〕170頁参照。

2. 昭和34年法初期の学説

この一般論と同様の内容は、すでに現行昭和34年意匠法改正時(1959年)から、論じられていた。たとえば、①杉林信義*2は、「意匠の類似判断」に対する「原則的なもの」として、「1一般の需要者を